

# 重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

## 1-1 多様な自然環境の保全

### 1 富士山総合保全対策の推進

日本の象徴である富士山は、平成25年6月に世界文化遺産に登録されました。この美しい姿と豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことは私たちの責務であり、国民的課題でもあります。

県は、平成8年の富士箱根伊豆国立公園指定60周年を機に、その歴史を踏まえ、新たな時代を展望した富士山保全のための総合的な取り組みに向け、平成10年2月に富士山総合環境保全対策基本方針を策定し、この基本方針に沿って、総合的な保全対策を推進しています。また、富士山の環境保全に取り組むため静岡県との連携が必要であることから、平成10年11月18日に山梨・静岡両県で富士山憲章を制定しました。

富士山憲章は、富士山を美しい姿のまま後世に引き継いでいくことを基本理念とするもので、この理念に基づき、  
○自然を守り、文化を育むこと  
○自然と人の共生を図ること  
○環境保全のために積極的に行動すること  
などを行動規範として定めています。

また、県は、2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、平成23年12月22日に公布しました。富士山の日は、日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日です。

令和元年度における富士山の多様な自然環境保全のための事業は、次のとおりです。

### 富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与える、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。

富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日

### 山梨県富士山の日条例

#### (目的)

第1条 日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日として、富士山の日を設ける。

#### (富士山の日)

第2条 富士山の日は、2月23日とする。

#### (県の責務)

第3条 県は、市町村その他の団体と連携を図りつつ、富士山の日の趣旨にのっとり、富士山を後世に引き継ぐための取組を行うものとする。

#### (県民の協力)

第4条 県民は、前条の取組に協力するよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (1)環境保全意識の啓発(世界遺産富士山課(富士山世界遺産センター))

日本の象徴であり、世界文化遺産にもなった富士山の環境保全意識を高めるため、富士山の日や各種キャンペーンにおいて、富士山憲章や富士山の日制定の趣旨について普及啓発活動を行いました。

### ○富士山の日関連イベント等の実施

#### ア 関連イベントの開催

富士山の日の趣旨にふさわしいイベントを関連イベントとして募集し、県民等の参加を促しPR

#### イ 公営施設利用割引及び無料招待の実施

県内の公営の宿泊・滞在施設、文化教養施設等の協力を得て、県内外の方々に広くPR

#### ウ 富士山の日の周知PR(1月～3月)

県内学校や観光施設等へのポスターの掲示、富士山の日条例や富士山憲章が記載された関連イベントガイドや啓発グッズの配布を実施(例年実施している街頭キャンペーンは、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止)。

### ○各種キャンペーンでの啓発活動

県や(社)やまなし観光推進機構、地元観光協会等が県内外において実施するキャンペーンの際に啓発グッズ、パンフレット等を配布。

## (2)富士山憲章推進会議(世界遺産富士山課(富士山世界遺産センター))

「富士山憲章推進会議」＝山梨・静岡両県、国、地元市町村で構成

#### ・会議開催(6月)

国(環境省、林野庁、国土交通省)、県、市町村等の富士山環境保全対策等について

#### ・富士山憲章国道清掃キャンペーン

11月23日国道139号(本栖チェーン脱着場付近)において、清掃活動を静岡県側と同日開催。富士山憲章入りの啓発物品を参加者へ配布。63名参加。180kgのゴミを回収。

## (3)富士山憲章山梨県推進会議(富士山ボランティアセンター)の活動(世界遺産富士山課(富士山世界遺産センター))

「富士山憲章山梨県推進会議」＝県、7市町村、2恩賜県有財産保護組合の代表で構成

#### ・幹事会開催(5月)

平成30年度事業報告および決算、令和元年度事業計画および予算について

#### ・環境保全に関する情報の受発信(ニュースレターの発行、メルマガの配信等)

#### ・富士山美化啓発キャンペーン

7月13日、15日、8月10日～13日にボランティアにより登山者等への啓発物品(ゴミ袋)の配布及び環境保全マナーの呼びかけを行った。ボランティア延べ73名参加。啓発物品のゴミ袋2,437枚配布。

#### ・富士山エコトレッキング(7月27日(中止)参加予定者40名、11月2日 参加者31名)

#### ・富士山環境学習支援プログラムの実施

富士山世界遺産センターでの「環境学習会」:12件、404名

学校等への「出張講座」:8件、546名

ゴミ拾い体験等の「体験型学習」:4件、75名

よろず相談等の「その他の支援活動」:4件、10名

#### ・第17回「富士さんへ謹賀新年(富士山あて年賀状)」全国募集 応募総数1,169点。県内外にて入賞・入選作品展を実施。

#### ・富士山レンジャー写真展を県内外15箇所にて実施。

(4)富士山レンジャーの設置(世界遺産富士山課(富士山世界遺産センター))

富士山北麓地域における自然保護と適正利用を図るため、現地巡回業務及び観光客等への環境意識啓発活動を行う専任の職員(非常勤職員)として「富士山レンジャー」を設置(全国公募により採用)。

- ・平成17年6月1日付で2名採用
- ・平成17年7月1日活動開始
- ・平成20年4月1日付で2名増員し、4名体制とした。
- ・平成26年4月1日付で3名増員し、7名体制とした。

(5)富士山における利用者負担制度について(世界遺産富士山課)

平成26年に、富士山の環境保全や登山者の安全確保を図るため、五合目から山頂を目指す登山者を対象に、山梨と静岡両県が実施主体となり、任意にて協力いただく「富士山保全協力金」の受け付けを始めました。いただいた協力金は、各県が基金を設置して、本制度の目的にかなった事業に充てています。

○制度概要

- ・金額 基本1,000円(子供や障害者等は協力頂ける範囲の金額)
- ・実施期間 登山道開通期間
- ・受付方法 現地での受付(受付場所:富士スバルライン五合目等)、インターネットやコンビニエンスストアでの事前受付
- ・使途 富士山の環境保全に関する事業(トイレの新設・改修等)、登山者の安全確保に関する事業(救護所の新設・拡充等)、富士山の普遍的価値の情報提供に関する事業

○実績(令和元年度)

- ・協力者数 100,808人 協力金額 100,365,571円

(6)富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドラインの周知と遵守(世界遺産富士山課(富士山世界遺産センター))

青木ヶ原樹海等の原生的な自然環境を保全しつつ持続可能な利用を図るため、エコツアーア事業者、エコツアーパートナー等に対する利用のルールとして、関係行政機関、エコツアーア事業者などの合意の下、平成16年7月1日から施行している「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」について、関係者の連携により、①ガイドラインの遵守、②新規参入事業者等への周知徹底、③現地検証、④ガイドラインの見直し等に取り組み、ガイドラインの実効性を担保するため「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会」を開催しました。

- ・1回開催 (令和元年12月20日 情報交換 他)

(7)富士スバルラインのマイカー規制について(世界遺産富士山課・道路整備課)

富士山北麓の自然環境を保全するとともに、交通渋滞の解消による持続可能な観光振興の推進を図るため、平成6年度からマイカーの乗り入れ規制を実施しており、令和元年度は7月10日(水)から9月10日(火)までの連続63日間実施しました。

(8)富士五湖の静穏の保全(大気水質保全課)

富士五湖地域は気候・風土、自然景観などが優れており、日本の代表的な観光地、保養地として発展してきました。それは、その清らかな湖水、自然とふれあえる湖畔、そして何よりも自然の静けさが人々を魅了してきたためです。この貴重な財産を保全し、後世に残していくことは我々の責務であり、また、その活用について調整を図り、多くの人々が快適に自然を利用できるようにすることが必要です。

しかし、昭和60年頃から、モーター艇等の騒音苦情が数年来引き続き寄せられ、保養地に不可欠の

静穏な環境を著しく阻害するなど環境資源、観光資源としての基盤に影響する状況となりました。このため、県は静穏の保全を目的とした「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を昭和63年12月に制定し、平成元年4月1日から施行しました。

条例の施行から25年目となる平成25年6月には、富士山が世界遺産に登録されました。その登録に先立ち、イコモス(世界遺産委員会の諮問を受けて世界遺産の登録に関する答申等を行う国際的な非政府組織)から、「富士五湖においては相当な数量の動力船及びジェットスキーが湖の平穏な環境を阻害している」との勧告があつたことや、地元自治体などからも制度改正の要望があつたことを受け、平成26年3月に条例を改正して「航行の届出制度」等の新たな仕組みを導入し、自然と調和した富士五湖の適正利用をより一層推進していくこととしました。

この条例は、次の5つの柱で構成されています。

①航行の制限	船舶安全法で検査が必要な動力船は航行制限時間(午後9時から翌日の午前7時までの時間、ただし、河口湖では7月1日から9月15日までは午前6時まで)に航行してはならないこと(ただし、公用、災害時、祭礼、漁業その他知事が許可した場合を除く)。
②船舶の届出	富士五湖(西湖・本栖湖を除く)に船舶を乗入れようとする所有者は、騒音防止方法(対策)等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証書の写しを添え、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、船舶の届出に係る事務は、山中湖村及び富士河口湖町で行っている。
③規制基準の遵守	船舶の航行時の騒音が規制基準(航行中の船舶の騒音が湖畔で5秒間以上連続して70デシベル)を超えてはならないこと。
④航行の届出	富士五湖(西湖・本栖湖を除く)に船舶を乗入れようとする所有者は、乗入れる湖、時期、日数等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証書の写しを添え、乗入れる年度毎に、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、航行の届出に係る事務は、山中湖村及び富士河口湖町で行っている。
⑤富士五湖環境監視員	富士五湖の静穏の保全についての指導、啓発を行うため監視員を設置すること。

※本栖湖は全域が自然公園法の規定による乗入れ規制地区に指定されており、許可船を除き、動力船の乗入れができません。

航行の届出状況(届出市町村別・令和元年度届出分)

船舶種別	届出者住所	受付市町村		総計	
		山中湖村	富士河口湖町		
モーターボート	県内	乗り入れる湖の所在する町村に居住	3	10	13
		上記以外	2	2	4
	県外	26	87	113	
		小計	31	99	130
水上オートバイ	県内	乗り入れする湖の所在する町村に居住	0	1	1
		上記以外	2	6	8
	県外	327	122	449	
		小計	329	129	458
合計	県内	乗り入れする湖の所在する町村に居住	3	11	14
		上記以外	4	8	12
	県外	353	209	562	
		小計	360	228	588

条例の一部改正(H26.8.1 施行)により、西湖・本栖湖が届出対象から除外されたため、区分は次のとおり。

- ・山中湖村:山中湖
- ・富士河口湖町:河口湖、精進湖

### (9)富士山の総合保全対策に関する研究(森林環境総務課)

富士山は日本一の標高を有し、山麓から山頂に至るまでの大きな標高差は、様々な自然環境を造り出していますが、近年は、山麓部を中心にして自然環境が大きく変化し、多様な自然生態系も変わりつつあると言われています。富士山周辺の変わりつつある自然環境の変化が、自然生態系にどのように影響し、変化の実態がどのようにになっているのかを調査することにより、富士山の特異で貴重な自然環境の動態とその機構を解明し、富士山の自然生態系の保護、保全に対する提言を行います。

富士山科学研究所では、富士山の総合保全対策に関わる研究を進めてきましたが、令和元年度に実施した研究は次のとおりです。

富士山 研究	富士山森林限界における植生の地理的分布に関する研究	H	28	～	R2
	富士北麓周遊における観光資源および交通手段についての来訪者の意向	H	30	～	R1*
	火山監視観測システムの富士山への最適化とその情報発信に関する研究	H	30	～	R4
	富士火山東麓におけるテフラ層序の再考による噴火履歴の高精度化	R	1	～	R4
	富士火山北東麓における噴火履歴の解明～湖底堆積物を使ったテフラ層序の高精度化～（重点化研究）	R	1	～	R3
基盤研究	災害避難時のエコノミークラス症候群を減らすための研究	H	29	～	R1
	地域住民による草原維持管理の意識の解明～富士北麓の管理草地と放棄草地の比較～	H	29	～	R1
	大面積方形区を用いた青木ヶ原樹海の森林構造の解明に関する研究	H	29	～	R2
	富士山自然生態系モニタリングにおける衛星データ活用に関する研究	H	30	～	R2
	富士北麓における草食獣3種の種間関係および行動特性	H	30	～	R2
	古地磁気永年変化を用いた富士山噴火履歴の解明	H	30	～	R2
	富士登山者の転倒関連要因の調査および動物モデルによる改善方法の検討	H	30	～	R3
	定点写真を活用した景観問題発見のための基礎的研究	R	1	～	R3
	弾道放出岩塊の挙動解明と建築物への影響に関する研究	R	1	～	R3
	放棄草原への草刈導入とシカ除去による植物とチョウの復元に関する野外実験	R	1	～	R4
特別研究	山中湖・河口湖の水質浄化のための基礎的研究	H	30	～	R2

\*R2終了予定であったのを1年短縮した

#### (10)富士山包括的保存管理計画(世界遺産富士山課)

世界遺産一覧表に記載された「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」は、富士山信仰の対象となった富士山域をはじめ、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地である風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった展望地点及びそこからの展望景観の範囲(以下「資産」といいます。)により構成されています。これらの範囲を含む富士山の山麓の区域は長く人々の暮らしや生業の場となり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史を持っています。

このような性質を持つ資産の顕著な普遍的価値を次世代へと継承するためには、複数の部分から成る資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、観光・レクリエーションに対する社会的要請と顕著な普遍的価値の側面を成す「神聖さ」・「美しさ」の維持との融合を図る「ひとつ(一体)の文化的景観(a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用の基本方針・方法等を定めることが必要です。

そのため県は、静岡県、関係市町村及び国等とともに、資産並びにその周辺環境を対象として、平成28年1月に既存の包括的保存管理計画を改定し、保存管理・保全のための事業に取り組んでいます。

## 1-2 優れた景観の保全

富士山の景観保全のため、令和元年度には次の事業等を実施しました。

#### (1)ゴミ対策(世界遺産富士山課、富士山世界遺産センター)

##### ①富士山五合目～山頂のごみ投棄への対応

富士山クリーン作戦の実施((公財)富士山をきれいにする会、昭和37年～)

- ・8月3日実施、1,500名参加、収集量93kg
- ・9月13日実施、280名参加、収集量60kg

##### ②山小屋による事業系一般廃棄物の適正処理

富士山吉田口環境保全推進協議会(山小屋経営者の自主的団体、平成14年12月～)

- ・山小屋からの全ての排出ごみの持ち降ろしの徹底により適正な処理を実践。

##### ③山麓部の不法投棄等防止対策

富士山麓環境美化推進ネットワーク

- ・山麓部におけるごみの監視を強化するため、民間企業、NPO法人等、55団体約5,000人で構成する「富士山麓環境美化推進ネットワーク」を組織し運営。(平成16年5月19日「富士山麓不法投棄防止ネットワーク」として発足。平成17年6月14日現行のとおり改称)
- ・構成員が日常業務の中で投棄物の発見や不審車両の通報、啓発活動に協力。
- ・冬タイヤへの換装を行う時季に自動車関連団体等の協力を得て、富士河口湖町内のショッピングセンターで不法投棄防止啓発キャンペーンを実施(11月10日)
- ・ネットワーク会議の開催(3月13日:書面会議)

(2) その他の事業(世界遺産富士山課)

その他、富士山の景観保全のため、次の補助事業等を実施しています。

○富士山美化清掃活動への助成

- ・(公財)富士山をきれいにする会への補助金
- ・富士山及び周辺美化推進協議会への補助金

○富士山吉田口下山道七合目公衆トイレ維持管理運営協議会負担金

## 重点2 健全な森林・豊かな緑の保全

### 2-1 森林の多面的機能の発揮の促進

森林は、水源涵養機能を始め、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、多様な生態系を維持する機能、自然学習や環境教育の場としての機能など、多面的な機能を有しています。本県は、県土の約78%（約35万ha）を森林が占め、県民1人当たりの森林面積が国民1人当たりの森林面積の約2倍と、豊富な森林資源を有しているため、この多面的機能の効果を十分に享受することができ、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、余暇空間の創出など、健やかで潤いのある生活環境が創出されています。今後も、森林の有する多面的機能を発揮させていくため、森林の適正な維持・管理を計画的に図るとともに、都市部での緑化を推進していく必要があります。

#### 1 森林区分に応じた森林整備（森林整備課）

森林の有する「水源涵養機能」「山地災害防止機能／土壤保全機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」「生物多様性保全機能」「木材等生産機能」などの多面的機能を高度に発揮するため、適切な森林整備を推進します。

#### 2 間伐等の促進（森林整備課）

県土の保全、水資源の涵養、保健・文化・教育的利用、生物の多様性の維持保全、地球温暖化防止などの、県民の森林の役割に対する期待に応えるため、間伐等の森林整備を推進しています。

本県の森林のうち、約44%（153,391ha）が人工林であり、そのうち、4～7齢級14,042haの森林が約9%を占め、森林の公益的機能の維持や地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策として、積極的な森林整備の推進が必要となっています。

こうした中、平成25年度に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が改正され、県では「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を、県内の森林の所在する全市町村で「市町村特定間伐等促進計画」を策定し、県、市町村、森林組合、林業事業体、森林所有者等の連携により、各種補助事業を積極的に活用した間伐等の森林整備の推進を図っています。

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計	(ha)
計画	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	48,000	
実績	4,848	4,685	6,966	6,523	6,205	6,124	6,248	-	35,351	

#### 3 県有林間伐

#### 材の利用促進（県有林課）

県有林では、県有林管理計画に基づき適期・適切に間伐などの森林整備を実施しており、県有林の公益的機能の持続的発揮と森林資源の循環利用の推進を図っています。高齢級の林分や間伐材の形質が優れた林分などを中心に、路網整備と一体的な事業展開により間伐した材を積極的に搬出しており、間伐実施箇所では林床部に陽光が入り、多様な下層植生が繁茂するなど、美しい森林景観を形成しています。

## 県有林の搬出間伐実施量

単位:面積=ha、材積(立木)=m<sup>3</sup>

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
面 積	205	205	260	309	328
材 積	9,883	14,961	11,659	17,043	14,950

**2-2 森林環境教育の推進****1 森林総合研究所の森林教育等****(1)森の教室(森林環境総務課)**

展示室、工作室、図書コーナーなどの施設や森林科学講座、体験学習、木工教室などの各種イベントの開催により森林、林業について幅広い普及啓発を行っています。令和元年度の来館者数は15,878人であり、実施したイベントの実績は次のとおりです。

教科	内容	講師	実施日	参加者数
やさしい森の科学講座	山菜・野草の楽しみ方	森林総合研究所 戸沢主任研究員	R1.5.6	19
	初夏の自然遊び	つむぐ代表理事 村山敬洋	R1.6.8	18
	森の昆虫教室	森林総合研究所 大澤研究管理幹	R1.7.13	33
	枝打ち体験とパウムクーヘン作り	つむぐ代表理事 村山敬洋	R1.9.28	24
	天然キノコの見分け方教室	森林総合研究所 柴田特任研究員	R1.10.5	38
	ミニ門松作り	森の教室職員	R2.12.14	21
	ヒラタケ植菌体験	森林総合研究所 戸沢主任研究員	R2.2.8	29
観察会	野山を歩いて春を描こう	森林総研・末木文、絵手紙講師・森陽子	H31.4.20	8
	紅葉狩り～植物観察会と和紙作り～	森林総研・末木文、森の教室・外崎	R1.11.9	10
森林環境教育講座	森のマジカルコンサート	ミュージシャン 大友 剛	R1.5.23	60
	ヒノキの皮でかごを作ろう	森の教室職員	R1.7.6	11
	森は大事なエネルギー	森林総合研究所 小澤主幹研究員	R2.12.7	14
	火をおこしてみよう	森林総合研究所 大地研究員	R2.1.25	15
				小計 300
森林のフェスティバル関連	プラネタリウムin森の教室	星つむぎの村 高橋真理子	R1.10.22	36
屋外木工教室	ヒノキ板型抜き	森の教室、森林総合研究所職員	R1.10.19-20	374
				小計 410
木工、クラフト教室	木と押し花で遊ぼう	押し花インストラクター 山岸一恵	R1.5.18	17
	ヒノキのプランター作り	森林総研・鈴木主任技能員	R1.6.22	20
	小枝で遊ぼう・壁掛け編	森の教室職員	7/1~11/31	123
	踏み台作り	森の教室職員	7/20~8/31	54
	小枝で遊ぼう・動物編	森の教室職員	R1.8.4	8
	小枝で遊ぼう・動物編(団体)	森の教室職員	R1年度(通年)	404
	屋外木工教室(舞鶴城)	森林総研・本多主任研究員、秋山主任技能員、鈴木主任技能員	R1.8.11	53
	ヒノキのスライド本立て作り	森林総研・鈴木主任技能員	R1.9.7	15
	つるを編む	森の教室・外崎	R1.11.2	10
	クリスマスリース作り	森の教室・外崎	R2.11.30	31
				小計 764
				合計 1,474

**(2)森林環境教育に関する研修(森林環境総務課)**

森林環境教育の指導者を育成するため、教員を対象とした教員指導者養成研修を実施しています。令和元年度の実績は次のとおりです。

研修名	内容	実施日	受講者数
「教員指導者養成研修」 (身近な自然の指導法研修会)	「森林・林業の基礎知識」 「森林と人との関わり方」 ・手鋸によるヒノキの間伐 ・ヒノキの樹皮で編みカゴ作成	R1.8.6	10
「教員指導者養成研修」 (環境とものづくり研修会)	「森林・林業・木材の基礎知識」 「木工作入門」 ・木材の性質について ・木工作道具の使用方法 ・製作技法の基礎知識 ・木工作授業の計画方法	R1.8.9	13
計			23

### (3)附属機関の活動(八ヶ岳薬用植物園)(森林環境総務課)

ハーブなどの薬用植物や特用林産物の利用及び栽培方法を研究し、普及指導を行っています。

令和元年度の来園者は15,030人でした。なお、実施した研修実績は次のとおりです。

区分	内容	講師	実施日	参加者数
山菜利用	山菜を楽しむ(種類と調理法)	森林総合研究所 戸沢主任研究員	R1. 5. 18	20
ハーブ利用	ハーブ料理教室	ハーブ研究家 輿石睦子	R1. 6. 29	20
ハーブ利用	ハーブ利用教室	ハーブ研究家 輿石睦子	R1. 7. 7	20
木工教室	山梨で育った木で工作に挑戦	森林総合研究所 鈴木主任技能員	R1. 8. 3	13
きのこ利用	野生きのこ教室	森林総合研究所 柴田特任研究員	R1. 9. 7	25
野草利用	薬酒の元を造ろう	薬剤師 須藤はじめ	R1. 9. 21	20
草木利用	野山のつるでかご作り	NPO役員 源馬傳一	R1. 10. 19	20
ハーブ利用	生葉を使ったリース作り	峡北森林組合 神田一也	R1. 11. 23	15
草木利用	飾り炭作り	峡北森林組合 神田一也	R1. 12. 7	15
			合計	161

## 2 森林体験活動の推進(みどり自然課)

学校週5日制の実施や総合的な学習の時間の創設に伴い、森林の教育的利用に対するニーズが高まっている中で、児童・生徒の教育の手段として森林体験活動を活用するために必要な指導助言や情報提供を行っています。また、活動の活発化を図るために令和元年度には「森の中でできること～森林環境教育マニュアル～」を発行しました。

## 3 どんぐりクラブ育成事業(みどり自然課)

小学生以下の子ども達に、山や森、公園に落ちているどんぐりを拾う活動を通じて、緑に親しみ、森林を大切にする心を育んでもらうことを目的として実施しています。また、集まったどんぐりは環境教育等への活用を

図るため、県緑化園で養成し、希望した小中学校等に配付しています。

令和元年度は1,447人の子ども達が会員となり、集めたどんぐりの数に応じシモツケとヤマブキを配付しました。

## 2-3 緑化の推進

### 1 県民緑化まつりの開催(みどり自然課)

緑や森林に対する関心が高まる中で、森林の果たす役割や緑化に対する県民意識の高揚を図り、県民の緑化活動への積極的な参加を促進するため、毎年県土緑化強調期間(4~5月)中に県民緑化まつりを開催し、記念式典、植樹等を実施しています。

#### 《令和元年度県民緑化まつり》

○開催日 令和元年5月18日

○会場 (記念式典)北杜市立明野中学校体育館

(植樹会場)北杜市明野町小笠原地内 市有林

○参加者 県民約290名(緑の少年少女隊、森林・林業団体関係者、森林ボランティア団体等)

### 2 緑の学習の推進(みどり自然課)

緑をつくり、いかし、まもるためにには、県民に広く緑の大切さや重要性について理解していただくとともに、社会全体で緑を支えていただくための相互協力が不可欠です。

そのため、平成26年3月に作成した「山梨県緑化計画」では、多くの県民が主体的に緑づくりに取り組む意識が醸成されるよう、身近な場所での学習機会の提供や、インターネットを活用した手軽な情報取得など、推進方策を見直すこととし、平成26年度からは、これまで緑化センターで行ってきた緑化推進に関する事業について「緑の普及啓発事業」として新たな緑の学習の推進を展開しています。



緑の教室

令和元年度の緑の普及啓発事業では、県内各地の施設を利用した緑に関する様々な講座「緑の教室(受講者:1,330人)」や、相談への対応(1,688件)のほか、県内の巨樹・名木を巡り、その価値・保全・活用等を学ぶ「巨樹・名木講座」や都市緑化推進のための「特別講座」などを実施しています。

### 3 緑の風景の創造(みどり自然課)

#### (1)公共施設の環境緑化

みどりの街並み計画の区域や緑被率の低い県有施設等を対象に、大型緑化樹、郷土種等の植栽による緑化を行った(令和元年度実施箇所:韮崎工業高等学校グランド)。

#### (2)環境緑化用樹木の養成

○公用緑化樹及び大型緑化樹の養成(県内2箇所の緑化園で養成)

○グリーンバンク事業(不用となった大型緑化樹の引き取り及び再利用)

## 2-4 ふれあいの機会の提供

### 1 森林文化の森の整備(県有林課)

近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人とのふれあい”的重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められています。

そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下12か所に「森林文化の森」を整備していくこととし、平成10年度に整備計画を策定し、平成11年度から各地域の歴史特性、景観、森林の特徴を活かして歩道やトイレ等の整備、森林整備を行い、平成15年度に基本的な施設整備を終了しました。

なお、既存の県民の森、武田の杜、金川の森についても森林文化の森として位置づけを行い、主催事業の実施などを通じて、森林文化の森の利用促進の先導的役割を果たしています。

#### 〈利用促進策の展開〉

森林文化の森では、整備された歩道、森林をフィールドとして県、市町村、有識者、地域住民などからなる「森林文化の森連絡会議」や「森の学校」が自然観察、林業作業体験、木工作、ボランティア活動など誰でも気軽に参加できる「森林体験プログラム」を実施しています。各森林文化の森の施設配置や森林体験プログラムへの参加者募集については、パンフレット、県及び関係市町村の広報、県のホームページなどを通じて情報提供を行っています。

### 2 森林公園の管理運営(県有林課)

気軽に森林とふれあい、自然に親しみ学ぶ場として、県民の森、武田の杜、金川の森の3つの森林公園を設置しています。これらの公園では、立地環境にあわせて、森林科学館、キャンプ場、木製大型遊具など、それぞれ特色ある施設を備え、武田の杜、金川の森において、年間200回(平成30年度 2公園計)に及ぶ体験学習教室やイベントを開催しています。なお、県民の森は平成29年4月から南アルプス市に施設を移譲しており、市が主体となってイベントなどを行っています。

#### ①森林文化の森のねらい

- ・活力ある山村づくりと中山間地域の振興・山梨の原風景の再生
- ・体験を通した森林観の形成
- ・人間性の回復と親子の絆の強化
- ・自然教育の推進

#### ②整備の基本方針

- ・森林そのものを活用した場所づくり
- ・地域の特性を生かした景観づくり
- ・文化的要素の導入
- ・積極的な利用促進策の展開
- ・市町村等との連携

#### ③整備箇所

・釜無水源の森	峡北地域(北杜市白州町)
・八ヶ岳の森	峡北地域(北杜市長坂町、北杜市大泉町、北杜市小淵沢町)
・瑞牆の森	峡北地域(北杜市須玉町)
・乙女高原の森	東山梨地域(山梨市牧丘町)
・兜山の森	東山梨地域(笛吹市春日居町)
・大菩薩の森	東山梨地域(甲州市塩山)
・小金沢シオジの森	東部地域(大月市)
・稻山の森	東八代地域(笛吹市八代町)
・河口の森	富士北麓地域(富士河口湖町)
・十谷の森	峠南地域(富士川町)
・本栖の森	富士北麓地域(身延町、富士河口湖町)
・思親山の森	峠南地域(南部町)

	県民の森	武田の杜	金川の森
所在地	南アルプス市	甲府市	笛吹市
面積	953ha	2,500ha	36.2ha
開設年	昭和43年	昭和48年	平成8年
主な施設	森林科学館、林間広場、休憩舎、遊歩道他 ※H29.4.1 南アルプス市へ移譲	サービスセンター、キャンプ場、森林学習展示館、自由広場、遊歩道他	ターゲットバードゴルフ場、乗り物広場、木製遊具、芝生広場他
利用者数(R1)	49,375人	93,927人	266,812人
体験教室 イベント	—	森林セラピー、さくらまつり、親子でキャンプ、保護鳥獣の親子餌やり体験、山歩きと温泉等	新緑まつり、マウンテンバイク教室、水辺の生き物観察会、ターゲットバードゴルフ大会、交通教室等

### 3 「山の日」啓発活動(森林環境総務課)

山梨県では、平成9年、故郷の山や森林を見つめ直し、その恩恵に改めて感謝する契機とするため、8月8日を『やまなし「山の日」』と定め、「山に親しむ」「山に学ぶ」「山と生きる」をコンセプトに県内各地で様々なイベントを実施するとともに、全国に先駆けて、山の日が祝日となるよう国や他の都道府県に働きかけを行ってきました。

こうした活動が大きな実を結び、平成28年より、8月11日が「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として、祝日「山の日」となりました。県では、やまなし「山の日」から祝日「山の日」に移行し、『やまなしで過ごす「山の日」』事業として「山の日」の意義や山梨の山や森林の魅力を県内外に広く情報発信していきます。

また、令和元年度には、第4回「山の日」記念全国大会を「山に親しみ 山に学び 山と生きる～持続可能な未来へ～」のテーマのもと本県で開催しました。

#### <大会の概要>

##### ○開催日程

令和元年8月10日(土)～11日(日・祝)

##### ○行事概要

###### 【8月10日(土)】

・レセプション

(ホテル談露館、参加者約150名)

###### 【8月11日(日・祝)】

・記念式典、トークショー

(甲府市総合市民会館、参加者約900名)

・歓迎フェスティバル

(舞鶴城公園南側広場・自由広場、参加者約500名)

##### 【通年】

・関連イベント（県内全市町村で開催）

#### 山の日宣言

山梨は、日本を代表する山々に囲まれた山岳県であり、全国有数の森林県である。この山や森林を見つめ直し、その恩恵に改めて感謝する契機とすべく、山に親しみ、山に学び、山と生きることを目指して、ここに、やまなし「山の日」を宣言する。

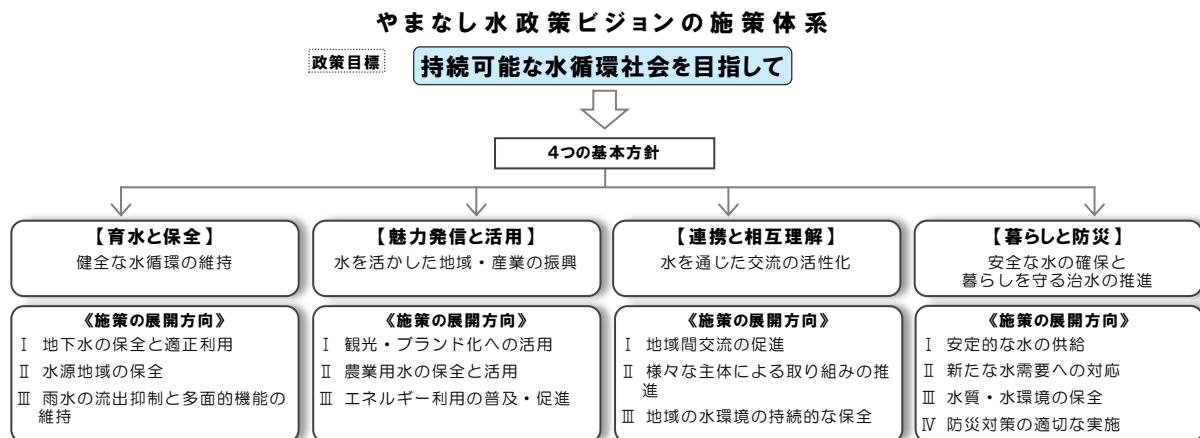
- 一 私達は、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観、安全な生活など、その計り知れない恩恵が山や森林から与えられていることを確認する。
- 一 私達は、山や森林に親しむことを通じ、そこで育まれた歴史や文化、産業、自然などを学び、山や森林と私達との密接な関係を再認識する。
- 一 私達は、先人のたゆまぬ努力により、守り育てられてきたこの山や森林を良好な形で次代へと引き継いでいかなくてはならない。
- 一 私達は、自然との共生、市民参加の森づくり、山村地域の活性化などを推進するため、意識を変革し、行動することを決意する。
- 一 私達は、山や森林の重要性に対する理解を深め、山の日が全国的なものとなるよう広く呼び掛けていくものとする。

平成九年八月八日

## 重点3 持続可能な水循環社会づくり

### 3-1 健全な水循環の維持(森林環境総務課)

健全な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るための指針として、平成25年6月に「やまなし水政策ビジョン」を策定し、持続可能な水循環社会を目指して様々な分野における水政策を進めています。平成27年度に実施した主な事業は、次のとおりです。なお、平成17年3月に策定した「山梨県水政策基本方針」は、「やまなし水政策ビジョン」の内容として引き継がれています。



#### 1 森林の整備(森林整備課、県有林課)

水源涵養機能をはじめとする森林の有する多面的機能が持続的に發揮されるよう、間伐等の森林整備を実施しています。なお、平成24年度から、森林環境税を活用して荒廃した民有林の整備を進めています。

#### 2 水源地域緊急整備(治山林道課)

近年、洪水・渇水被害や集中豪雨による山地災害などが頻発していることから、良質な水の安定的な供給や土砂流出の抑制に対する県民の要請が高まっており、水源地域の森林においては水源涵養機能の低下した荒廃森林の整備が緊急の課題となっています。このため、ダム上流域等の水資源の確保上重要な水源域において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施し、水資源の確保と県土の保全を図っています。

令和元年度水源地域緊急整備事業実績

箇所数	事業費(千円)	備考
9	295,322	治山ダム、山腹工、森林整備等

### 3 水需給の動態調査(地域創生・人口対策課)

#### (1)調査目的

国は平成11年6月に策定した「新しい全国総合水資源計画」(ウォータープラン21)のフォローアップ及び新たな長期計画の策定等に資するための基礎資料集積を目的として、毎年、全国水需給動態調査を実施しており、県は国からの委託を受け、地域の水需給の現状と動向を調査しています。

#### (2)調査内容

全国水需給動態調査は、毎年同様の項目を継続的に調査してその推移を把握する「①水需給動向調査」と、定期的に実施している「②雨水・再生水利用施設実態調査」、年度ごとに設定した特定の項目について把握するため、必要に応じて実施する「③特定課題調査」から構成されています。令和元年度については、「①水需給動向調査」は、都道府県のブロック別水道用水需要量、工業用水道需要量、その他用水需要量などについて、「②雨水・再生水利用施設実態調査」は、施設の規模などについて、調査を実施しました。

### 4 水源地域における適正な土地利用の確保(森林整備課)

本県の豊かな水資源を将来にわたって健全な状態で維持していくため、この水資源を育む森林など、水源涵養機能の高い土地の適正な利用を確保する必要があることから、平成24年12月、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、水源涵養機能の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる地域を「水源地域」として指定するとともに、水源地域内の土地について所有権等の移転又は設定をしようとするときは、事前に知事に届け出ることを義務付けています。

令和元年度水源地内土地の所有権等移転・設定届出状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

地区	件数 (件)	面積 (m <sup>2</sup> )		面積 (m <sup>2</sup> )	
		所有権	賃借権等	所有権	賃借権等
中北林務環境事務所	45	34	11	342,904	158,520 184,384
峡東林務環境事務所	5	5	0	153,562	153,562 0
峡南林務環境事務所	46	46	0	194,560	194,560 0
富士・東部林務環境事務所	51	42	9	184,571	147,675 36,896
合計	147	127	20	875,597	654,317 221,280

### 5 地下水の保全と適正採取(大気水質保全課)

県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から、昭和48年6月に「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」を定め、一定量以上の地下水を採取する場合に井戸設置者の手続き及び技術上の基準を定めていました。

平成24年12月、新たに「山梨県地下水資源及び水源地域の保全に関する条例」を制定し、一定規模以上の揚水設備を設置して地下水を採取する者に対し、県への事前届出制度を設けました。

この条例では、大規模地下水採取者に対して、年間採取量の報告と地下水涵養計画の策定を義務づけています。また、知事による緊急時の採取制限命令も規定しました。

なお、令和元年度末現在、富士吉田市をはじめ10市町村では、独自の条例により、地下水資源

の適正採取等について定めています。

### 揚水設備設置届出件数 (R2.3月末時点)

地 区	揚水機の吐出口の断面積	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
中北	6cm <sup>2</sup> 超50cm <sup>2</sup> 以下	12	6	7	4	5	4	98
	50cm <sup>2</sup> 超	2	5	4	2	1	0	139
	合 計	14	11	11	6	6	4	237
	届出者数	12	8	8	5	4	4	115
嶺東	6cm <sup>2</sup> 超50cm <sup>2</sup> 以下	2	0	5	10	5	3	47
	50cm <sup>2</sup> 超	2	4	0	1	3	1	47
	合 計	4	4	5	11	8	4	94
	届出者数	3	1	2	9	6	2	44
嶺南	6cm <sup>2</sup> 超50cm <sup>2</sup> 以下	2	0	2	7	7	2	55
	50cm <sup>2</sup> 超	4	0	1	12	11	0	64
	合 計	6	0	3	19	18	2	119
	届出者数	5	0	3	5	2	2	42
富士・東部	6cm <sup>2</sup> 超50cm <sup>2</sup> 以下	3	5	3	6	0	0	71
	50cm <sup>2</sup> 超	0	0	1	7	1	3	44
	合 計	3	5	4	13	1	3	115
	届出者数	3	3	3	4	1	1	43
合計	6cm <sup>2</sup> 超50cm <sup>2</sup> 以下	19	11	17	27	17	9	271
	50cm <sup>2</sup> 超	8	9	6	22	16	4	294
	合 計	27	20	23	49	33	13	565
	届出者数	23	12	16	23	13	9	244

### 6 やまなし「水」ブランド戦略の推進(森林環境総務課)

豊かで良質な水を生かした本県のイメージアップ、地域・産業の活性化を図るための総合的な指針として、平成28年3月、やまなし「水」ブランド戦略を策定しました。

健全な水循環を守り育てる「育水」という考え方を基本に置き、健全で豊かな森林づくりを進め、水源涵養機能を強化するとともに、県や市町村、企業、団体など様々な主体により適切に保全された環境の中で産み出される、「豊か」で「きれい」な山梨の水の魅力を国内外に向けてPRしていくことにより、本県の良質な水のブランド力、さらには、山梨という地域そのもののブランド力の向上を目指していきます。

「育水」の推進と水のブランド力向上を図るため、令和元年度は次の事業を行いました。

(1)「水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト委員会」(民間企業との連携)

①1都8県(山梨県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、茨城県、栃木県、静岡県)に発行される新聞に「やまなしの水」のPR広告を掲載しました。

②道志村が横浜市の水源となっていることにちなみ、横浜市内において利き水プロモーション(PRイベント)を開催しました。

(2)森林の水源かん養機能の保全

①水源林荒廃防止のためのシカ食害対策に係る調査研究を行いました。

## 3-2 水環境の保全

### 1 水辺環境の整備

#### (1)河川(治水課)

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけではなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が、期待されています。

このため、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」に取り組んでいます。

#### (2)砂防(砂防課)

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、自然豊かな溪流において工事を行うため、自然環境の改変につながらないよう留意しなければなりません。

本県は景観に優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境にも恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められており、自然環境・景観の保全と創造および溪流の利用に配慮した砂防事業を推進していきます。

## 3-3 ふれあいの機会の提供(治水課)

河川は、治水・利水の機能を持つ施設としてだけではなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が期待されており、水と親しみ憩いの場となる空間の創出に取り組んでいます。

## 重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

### 4-1 美しい景観の保全・整備の推進

#### 1 山梨県環境保全型農業基本方針(農業技術課)

農業は、自然循環との関わりの中で営まれておらず、環境と最も調和した産業で、国土の保全など多面的で公益的な機能を有しています。本県では、農業者が長年培ってきた高い生産技術と気候、風土など、恵まれた自然条件や京浜地方など大消費地に近いという立地条件を生かして、果樹、野菜、花きなどの栽培が行われています。

環境と調和した農業を推進するため、本県では、平成5年度に「山梨県環境保全型農業基本方針」を策定し(平成11年度、19年度及び28年度に改訂)、土づくりの推進や化学肥料・化学合成農薬の使用低減などにより、環境への負荷を軽減し、環境に配慮した持続可能な農業を積極的に推進してきました。

平成28年度の改訂では、平成33年度において化学肥料・化学合成農薬の使用量・使用回数の50%低減(ただし、果樹は化学合成農薬を低減する代替技術の確立が進んでいないことから30%低減)を目標に掲げ、環境保全型農業を推進しています。

### 4-2 環境の保全に資する農業の推進

#### 1 環境保全型農業の総合的な推進

##### (1) 推進の背景と趣旨(農業技術課)

農業は、生態系の物質循環システムを活用して、再生産可能な資源を得るという点で環境との調和を基礎とする産業です。しかし、肥料成分の余剰分は、地下浸透して地下水の水質汚濁の原因となるほか、農地からの排水中に余剰の肥料成分が含まれると湖沼・海域等の富栄養化の一因となってしまいます。

平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」では、「農業の自然循環機能の維持増進」が位置づけられ、これを受けて、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(以下、持続農業法という)」などのいわゆる環境三法が制定されました。さらには、平成18年に「有機農業の推進に関する法律」が制定されるなど、農業生産活動に由来する環境負荷の低減を求める動きが強まつてきました。

このような背景を踏まえ、化学肥料、化学合成農薬等の資材の使用に伴う環境への負荷をできる限り抑え、環境保全と生産性の両面で調和がとれた「環境保全型農業」の推進を図るものです。

##### (2) 持続農業法による認定農業者(エコファーマー)の認定支援(農業技術課)

平成11年10月に施行された「持続農業法」に基づき、本県では、果樹をはじめ、野菜、水稻などに

について農業者が導入すべき生産方式を明示した「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を平成12年1月に策定・公表しました。県の指針や国の基準に適合する「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を提出した農業者をエコファーマーとして認定することにより、環境保全型農業の一層の促進を図っています。

### (3) 環境保全型農業の技術実証(農業技術課)

本県では、環境保全型農業の普及・定着を図るため、各地域普及センターが主体となってエコ技術実証ほを県内4箇所に設置し、栽培技術実証と地域定着に対し支援を行っています。

さらに、平成24年度からは環境保全型直接支払補助金により、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減(特例3割低減)する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動(有機農業、草生栽培等)を支援しています。

### (4) 有機農業の推進(農業技術課)

本県では、「有機農業の推進に関する法律」の施行を受けて、平成21年3月に策定した「山梨県有機農業推進計画」(平成28年3月に改訂)に基づく施策を展開しています。有機農業者の技術向上のためのセミナー開催、有機農業を普及するための現地実証ほの設置などを行っています。また、県、有機農業実践団体、消費者団体、農業団体等関係者で構成する有機農業推進協議会を開催し、施策への意見を踏まえながら環境保全型農業の一形態である有機農業を推進しています。

### (5) 農業用廃プラスチックの回収と処理(果樹・6次産業振興課)

本県の農業は、果樹や野菜、花きなどのハウス栽培や野菜のトンネル栽培等の施設園芸により生産性の高い農業を営んでいます。これに伴い、使用済みとなった農業用プラスチックが排出されることから、その適正処理を図るため、県、関係市町村、関係農業団体と協力して、昭和51年に社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターを設置しました。(平成25年4月に公益社団法人に移行)

処理センターでは、県内のハウス栽培やトンネル栽培などに使用されたビニールやポリフィルム類を収集、再生利用可能なものを分別し、有価販売などにより適正処理に努めています。また、市町村、農協等と連携して農業用廃プラスチックの適正処理に関する啓発を行っています。

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
回収量	697	671	646	659	468	465	503	517	558	531
処理量	772	638	714	659	538	554	508	540	565	596

### (6) 甲斐のこだわり環境農産物の認証(果樹・6次産業振興課)

県内で生産される農産物に対し、県で定めた基準から化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ30%以上削減したものを認証することにより、環境にやさしい農業を推進し、農産物の消費拡大を図ることを目的に、本事業を平成14年度から実施しています。

#### ○令和元年度事業実施内容

- ・認証制度のPR(チラシ、ティッシュの配布)
- ・認証制度説明(随時)
- ・環境農産物認証実績 10品目、14件



#### (7) 荒廃農地の解消(農振興課、担い手・農地対策課、耕地課)

農地は農業生産の基盤であり、食料の安定供給や地域の景観保全のために、有効活用を図ることが必要です。

県では、荒廃農地を再生し、企業を含めた多様な担い手に農地を集積するため、農地中間管理機構等と連携し、農業生産基盤の整備を行っています。

また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した農地を保全するための地域の共同活動により、荒廃農地の発生抑制に取り組んでいます。

○令和元年の荒廃農地解消面積 201ha

#### (8) 環境に配慮した農村の整備(地域用水環境整備事業)(耕地課)

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成しています。その中で農業水利施設の多くは地域の自然環境・生活環境に調和した保全管理がなされ、地域の景観の形成、親水の場の提供、生活用水の供給等多様な役割を果たしてきました。しかし、農村の都市化及び混住化の進展に伴って、動植物の減少、水質の悪化、親水機能の低下といった問題が生じたため、景観の保全や生態系の回復を求める声が農村部に限らず都市部の住民からも高まってきました。

こうした背景から、農村地域に存在する水路やため池等の農業水利施設の保全整備を行うとともに、それが有する水辺空間を一体的に活用することで、豊かで潤いのある環境を創造することを目指し、臼井阿原地区(中央市)で事業を実施しています。